

平成23年行政事業レビューシート (環境省)

事業名	自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付		担当部局庁	総合環境政策局環境保健部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度		担当課室	企画課		瀬川 俊郎	
会計区分	一般会計		施策名	7-1 公害健康被害対策(補償・予防)			
根拠法令(具体的な条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律第49条、附則第9条		関係する計画、通知等	該当無し			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損失を補填するための補償及び被害者の福祉に必要な事業を行うことにより健康被害に係る被害者の迅速かつ公平な保護及び健康の確保を図ること。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)に基づく補償給付及び公害健康福祉事業に要する費用に充てるため(独)環境再生保全機構が旧第1種指定地域の自治体に納付する納付金のうち、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分(2割相当)として当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付するもの。 なお、8割相当は(独)環境再生保全機構が、公健法に基づく汚染負荷量賦課金としてばい煙発生施設設置者から徴収している。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	10,155	9,841	9,624	9,167	8,856
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	10,155	9,841	9,624	9,167	8,856
	執行額	10,148	9,834	9,618			
執行率(%)	99.9	99.9	99.9				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
	公害認定患者への療養費等の支給を確実にを行うことを目標としているものであり、数値化することは困難である。	成果実績					
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動目標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	公害認定患者への療養費等の支給を確実にを行うことを目標としているものであり、数値化することは困難である。	活動実績(当初見込み)				() ()	—
単位当たりコスト	(円/)	算出根拠					
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	公害健康被害補償納付金交付金	9,167	8,856	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定患者数の減少による予算額の減。			
	計	9,167	8,856				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>公害健康被害者に対する補償給付等のため経費であり、今後とも確実な給付の実施に努める必要がある。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>引き続き効率的な事業実施に努めること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

環境省
9,618百万円

補償給付費及び公害保健福祉事業の総事業費の2割を自動車分として自動車重量税収入を財源として交付

ばい煙発生施設設置者
41,494百万円

補償給付費及び公害保健福祉事業の総事業費の8割をばい煙発生施設設置者から汚染負荷量賦課金を機構が徴収

A. (独)環境再生保全機構
51,112百万円

国及びばい煙発生施設設置者から徴収した補償給付費及び公害保健福祉事業に要した経費を地方自治体へ納付。

B. 地方公共団体(旧第1種指定地域:39県市区)
48,311百万円

認定患者へ医療費等の補償給付費を支給。
認定患者へリハビリテーション等福祉事業を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.(独)環境再生保全機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
納付金	補償給付費等	48,311			
その他	納付財源引当金繰入	2,801			
計		51,112	計		0
B.地方公共団体(大阪市)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補償給付費	補償給付費等	10,151			
公害保健福祉事業費	リハビリテーション事業費等	14			
計		10,165	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	大阪市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	10,165	-	-
2	尼崎市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	3,568	-	-
3	名古屋市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	2,730	-	-
4	倉敷市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	2,533	-	-
5	堺市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	2,330	-	-
6	川崎市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	2,029	-	-
7	東大阪市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	1,704	-	-
8	大牟田市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	1,668	-	-
9	板橋区	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	1,588	-	-
10	守口市	(独)環境再生保全機構から支払われる公害認定患者への補償給付に係る経費。	1,387	-	-